

施工管理業務の契約方法や 参加要件、管理員の資格要件について

2019年1月17日

あなたに、ベスト・ウェイ。



目次

NEXCO

1. 施工管理業務の契約方法
2. 競争参加資格・企業に求める業務実績
3. 管理員の資格要件
4. 業務実施体制の提案時のポイント
5. 設計業務との連携の強化

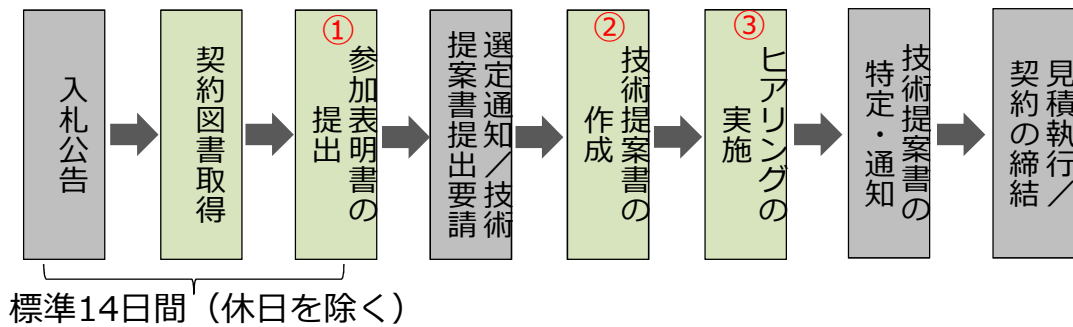
1. 当社が行う施工管理業務の契約方法

- ◆当社が行う施工管理業務は、当社的高速道路建設・管理運営事業において実施する工事の発注準備、施工段階における監督業務、工事管理業務の補助を実施する業務。
- ◆施工管理業務は、業務を実施する企業及び技術者の技術力等が業務の履行に大きな影響を与える。
- ◆施工管理業務の契約方法は、企業及び技術者の実績・能力を適切に評価できる「簡易公募型プロポーザル方式」を適用する。
- ◆当社が実施する工事は、複数年度に渡るプロジェクトであるため、そのプロジェクトの管理に携わる施工管理業務は、業務実態の評価を実施し、年度毎に継続して随意契約を実施する。



当初契約時 簡易公募型プロポーザル方式①

◆簡易公募型プロポーザル方式の手続きの流れは下記の通り



主な手続き	内容	備考
①参加表明書の提出	業務実施体制／企業の実績／配置予定管理技術者の資格・業務経験	参加表明書を提出した者から3者を選定
②技術提案書の作成	配置予定管理技術者による集合型筆記方式による技術論文の作成 (業務に応じて1～2問程度、1問当たりA4判1枚(300～600字))	書籍・資料の持ち込み可能
③ヒアリングの実施	配置予定管理技術者に対し、提出された参加表明書及び技術提案書に記載された内容に基づくヒアリング	1名あたり30分程度

当初契約時 簡易公募型プロポーザル方式②

◆簡易公募型プロポーザル方式における

参加表明書の評価内容（標準例）

評価項目	内容	評価基準	配点例※
業務実施体制	業務実施体制における技術者等の配置計画	当社の標準配置計画と比較して評価する。	10点
企業の業務実績	同種業務・類似業務の実績	企業の同種業務または類似業務の件数により評価する。	10点
配置予定管理技術者の資格	管理員資格の有無	管理員資格の該当により評価する。	10点
配置予定管理技術者の業務経験	同種業務・類似業務の実績	配置予定管理技術者の同種業務または類似業務の件数により評価する。	10点
合計			40点

※評価基準に対し不適当な場合や実績がない場合、選定しない場合がある



当初契約時 簡易公募型プロポーザル方式②

◆簡易公募型プロポーザル方式における

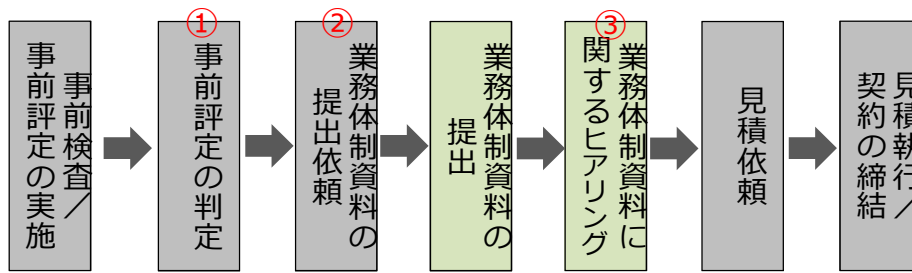
技術提案書を特定するための評価内容（標準例）

評価項目	内容	評価基準	配点例※	
業務実施体制	業務実施体制における技術者等の配置計画	当社の標準配置計画と比較して評価する。	5点	
配置予定管理技術者の資格	管理員資格の有無	管理員資格の該当により評価する。	5点	
配置予定管理技術者の業務経験	同種業務・類似業務の実績	同種業務または類似業務の件数により評価する。	10点	
業務の取組姿勢等	取組姿勢	業務への取組姿勢	ヒアリングに基づき施工管理業務の理解度・取組姿勢を評価する。	15点
	技術力	業務に関連する技術力	技術提案書及びヒアリングに基づき基礎知識の理解度及び技術意欲を評価する。	技術論文10点 ヒアリング15点
	応用判断力	状況変化に対応できる応用力	技術提案書及びヒアリングに基づき特定課題への技術者としての対応・意見を評価する。	技術論文10点 ヒアリング15点
	コミュニケーション力	業務内容に対する説明力	ヒアリングに基づきコミュニケーション力（的確・説明力等）を評価する。	15点
合計			100点	

※技術提案書の作成またはヒアリングへの不参加、技術提案書の設問への記述がない場合、不正行為があった場合などは特定しない。

随意契約時 継続契約

◆継続契約の手続きの流れは下記の通り



主な手続き	内容	備考
①事前評価の判定	事前検査後に行う事前評価の結果、総合評定点が60点以上の場合は継続契約を行う	
②業務実施体制資料の提出依頼	仕様書等を付した業務実施体制資料（配置計画）の提出依頼を実施する	
③ヒアリングの実施	業務実施体制資料の提出があった場合、業務概要に示す内容を実施するために必要な体制の構築及び人員の配置がなされているかヒアリングを実施	当社の想定配置との相違内容の確認 必要がある場合修正提出を求める



2. 競争参加資格・企業に求める業務実績

◆施工管理業務の競争参加資格及び企業に求める業務実績は次の通り

競争参加資格	審査基準日において、NEXCO 東日本による業種区分「土木施工管理」にかかる『平成29・30年度競争参加資格』を有する者であること。他 ※入札公告により確認すること ※平成31年4月以降に公告する業務に関しては、『平成31・32年度競争参加資格』
--------	---

企業に求める業務実績（標準例） ※過去10年から15年の完了業務
 （参加表明書において、同種業務を最大3件まで記載）

同種業務	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社または旧日本道路公団における施工（調査等）管理業務の実績 <u>国道または自動車専用道路における発注者支援業務（工事監督支援業務及び積算技術業務に限る）の実績</u>	※発注者支援業務は工事監督支援業務と積算技術業務の双方の実績がある場合、同種業務（2件）と認める （いずれかの業務種別のみの実績の場合は類似業務と扱う）
類似業務	国道または自動車専用道路における発注者支援業務（工事監督支援業務または積算技術業務に限る）、 <u>CM業務、またはPFI事業技術アドバイザー業務の実績</u>	



※赤字下線は、標準例の変更点（H31.1.17～）

2. 競争参加資格・企業に求める業務実績



◆同種業務・類似業務の記載の留意事項（参考）

※実績が複数ある場合は、「同種業務」を優先的に記載し、最大3業務まで記載すること。
 この場合、契約期間のみ相違して業務名が同一な業務は1業務とみなす。
 また、「類似業務」の実績を有する場合は、代表的な1業務のみ記載すること。

(参考) 参加表明書の様式例 (参加表明書様式3)

企業の実績					
区分	業務名	契約期間	発注機関及び業務実施事務所等	テラリス登録番号	添付書類
		H00.00.00~ H00.00.00	NEXCO日本 ○支社 ○工事事務所		

【注意事項】「区分」には、「同種」または「類似」の該当する区分を記載すること

記載内容	判断	注意点
NEXCO施工管理業務2件、NEXCO調査等管理業務1件	同種業務3件	※NEXCO・・・東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社
NEXCO施工管理業務2件、国工事監督支援業務1件	同種業務2件	国の発注者支援業務を『同種業務』として記載する場合は、「工事監督支援業務」「積算支援業務」双方の実績を記載すること
NEXCO施工管理業務1件、国工事監督支援業務1件、国積算支援業務1件	同種業務3件	「工事監督支援業務」「積算支援業務」双方の実績がある場合のみ、それぞれの業務を同種業務としてカウントする
日本道路公団施工管理業務1件、国工事監督支援業務1件、国積算支援業務1件	同種業務3件	※過去15年の実績を認めている場合
国工事監督支援業務2件、国積算支援業務1件	同種業務3件	
国工事監督支援業務2件	類似業務	「工事監督支援業務」 <u>のみ</u> の為、類似業務として取扱う

3. 管理員の資格要件



◆管理員に必要な公的資格及び業務経験は以下のとおり※

※平成31年1月版共通仕様書（別紙-1）を適用する業務

➤ **管理員Ⅰ及び管理員Ⅱの業務経験の緩和、管理員Ⅳの資格解釈の拡大を実施**

格	管理員Ⅰ	管理員Ⅱ	管理員Ⅲ	管理員Ⅳ
資格、経験または経歴				
1) 資格	表-1の「○」のいずれかの資格要件を満足			2級土木施工管理技術検定における指定学科の卒業資格※6
2) 業務経験 NEXCO※●が発注した施工管理業務の経験※1 a) 右欄の格の管理員として b) 右欄の年数以上の業務経験※2※4※5	a) 管理員Ⅱ b) 管理技術者として3年以上 ※3	a) 管理員Ⅲ b) 2年以上		
3) 経歴				建設コンサルタントでの12ヶ月以上の業務経歴※7

格	管理員Ⅰ	管理員Ⅱ	管理員Ⅲ	管理員Ⅳ
資格要件				
技術士(総合技術監理部門)	○	○	○	
技術士(建設部門・農業部門・森林部門)	○	○	○	
技術士補(建設部門・農業部門・森林部門)			○	
RCCM	○	○	○	
土木学会(特別上級技術者)	○	○	○	
土木学会(上級技術者)	○	○	○	
土木学会(1級技術者)		○	○	
土木学会(2級技術者)			○	
1級土木施工管理技士	○	○	○	
2級土木施工管理技士			○	

※●: NEXCOとは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「NEXCO3会社」)、旧日本道路公団(以下「JH」)をいう。

※6: 指定学科以外卒業の者については、2級土木施工管理技術検定の学科試験合格者を同等とみなす※上表によらず従前の要件に該当する者は同等の格と認める

※7: 業務経歴とは、建設コンサルタントに所属している期間をいい、配置(予定)期間までに延べ12ヶ月を経過していれば良い。(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第十九条第三号にいう建設コンサルタントをいう。)

(参考) 管理員の格 及び資格要件等

追加資料

◆従事可能な管理員の格は、下記判断例を参照

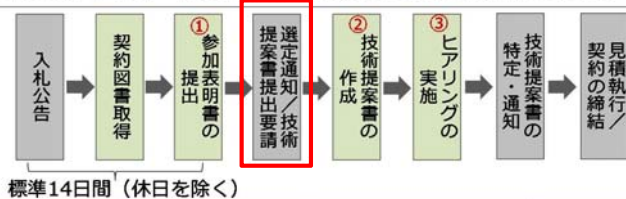
資格	業務経験等	従事可能な格	(別紙-1)における判断基準
1級土木 施工管理 技士	NEXCO施工管理業務を、 管理技術者(管理員Ⅱ)として 3年以上	管理員Ⅰ 管理技術者として配置可 担当技術者として配置可	
RCCM	NEXCO施工管理業務を、 担当技術者(管理員Ⅲ)として 2年以上	管理員Ⅱ 管理技術者として配置可 担当技術者として配置可	※2:施工管理業務の契約において、 a)の管理員資格以上で配置された契 約の累計期間・・・に該当
RCCM	✓ NEXCO施工管理業務を、 管理員Ⅲとして1年 ✓ 国発注者支援業務を1年 (工事監督支援業務又は積算支援業務)	管理員Ⅱ 管理技術者として配置不可 担当技術者として配置可	※5:管理員Ⅱを担当技術者として配 置する場合・・・に該当
RCCM	国発注者支援業務を2年 (工事監督支援業務又は積算支援業務)	管理員Ⅱ 管理技術者として配置不可 担当技術者として配置可	※5:管理員Ⅱを担当技術者として配 置する場合・・・に該当
2級土木	—	管理員Ⅲ 担当技術者としてのみ配置可	
2級土木 学科試験 合格者	建設コンサルタントでの12ヶ月以上の 業務経歴	管理員Ⅳ 担当技術者としてのみ配置可	※6:指定学科以外卒業の者につい ては・・・に該当

(参考) 当初発注時の「技術論文」について

追加資料

- ◆簡易公募型プロポーザル方式の技術提案書は、「技術論文」を作成
- ◆技術論文のテーマは、技術提案書提出要請で通知

◆簡易公募型プロポーザル方式の手続きの流れは下記の通り



主な手続き	内容	備考
①参加表明書の提出	業務実施体制/企業の実績/配置予定管理技術者の資格・業務経験	参加表明書は、参加者から3冊以上提出可能
②技術提案書の作成	配置予定管理技術者による集合型筆記方式による技術論文の作成 (業務に応じて1~2問程度、1問当たりA4判1枚(300~600字))	
③ヒアリングの実施	配置予定管理技術者に対し、提出された参加表明書及び技術提案書に記載された内容に基づくヒアリング	1名あたり30分

【テーマの設定例】

- 既設橋の耐震補強工事を行う場合の留意点を記述
- 供用中道路トンネル内工事における安全管理と品質管理について、特に留意すべき課題と対策について記述
- 暫定二車線供用路線における四車線化工事での施工計画の策定及び施工管理の実施の留意点を記述
- 過去の施工管理業務等で最も課題となった内容と解決方法を記述

3. 管理員の資格要件



(参考) 注釈追記

※平成31年1月版共通仕様書(別紙-1)を適用する業務

資格、経験または経歴	管理員 I	管理員 II	管理員 III	管理員 IV
1) 資格	表-1の「○」のいずれかの資格要件を満足			2級土木施工管理技術検定における指定学科の卒業資格※6
2) 業務経験 NEXCO※●が発注した施工管理業務の経験※1 a) 右欄の格の管理員として b) 右欄の年数以上の業務経験※2※4※5	a) 管理員 II b) 管理技術者として3年以上※3	a) 管理員 III b) 2年以上		
3) 経歴				建設コンサルタントでの12ヶ月以上の業務経験※7

- ※●: NEXCOとは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「NEXCO3会社」、旧日本道路公団(以下「JH」)をいう。
- ※1: 施工管理業務の契約において、右欄の管理員資格として配置された契約(業務実施時に所有していた管理員資格ではなく、業務配置上の管理員資格をいう)。
- ※2: 施工管理業務の契約において、a)の管理員資格以上で配置された契約の累計期間をいう。期間は、複数の契約の合計でも良い。
- ※3: 施工管理業務における管理技術者をいい、現場業務責任者は、管理技術者の経験には含まない。期間は、複数の契約の合計でも良い。
- ※4: 管理員の施工管理業務の業務経験は、JHまたはNEXCO3会社において、職員または社員として課長、工事長または助役以上で従事した期間を含むことができる。
- ※5: 管理員 II を担当技術者として配置する場合に限り、業務経験に、国土交通省が発注した発注者支援業務(積算技術業務・工事監督支援業務)の管理員(技術者)として経験した期間を含むことができる。
- ※6: 指定学科以外卒業の者については、2級土木施工管理技術検定の学科試験合格者を同等とみなす※上表によらず従前の要件に該当する者は同等の格と認める
- ※7: 業務経歴とは、建設コンサルタントに所属している期間をいい、配置(予定)期間までに延べ12ヶ月を経過していれば良い。(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第十九条第三号にいう建設コンサルタントをいう。)

なお、上表によらず下記のいずれかの要件に該当する者は同等の格と認める

要件	管理員 I	管理員 II	管理員 III
平成20年度までにJHまたはNEXCO3会社に右欄の管理員資格として認定され、平成21年度に財団法人高速道路調査会から管理員番号の通知を受けた者	技師B	技師C	技術員
平成21年度及び平成22年度に財団法人高速道路調査会が実施した管理員講習会の右欄の修了証の交付を受けた者	施工管理上級	施工管理中級	施工管理初級

また、管理員での業務経験には、上表に示す要件の業務経験も認める
例: JHが発注した施工管理業務での技術員の経歴(1年)と、NEXCO3会社が発注した施工管理業務での管理員 III の経歴(1年)を合算することは可能

3. 管理員の資格要件



◆同種業務・類似業務の記載の留意事項 (参考)

※実績が複数ある場合は、「同種業務」を優先的に記載し、最大3業務まで記載すること。
また、「類似業務」の実績を有する場合は、代表的な1業務のみ記載すること。

(参考) 参加表明書の様式例 (参加表明書様式 4-2)

役割	氏名	区分	業務名	契約期間	発注機関及び業務実施事務所等	テクリス登録番号	添付書類
管理技術者				800.00.00	NEXCO日本 ○◎支社 ○◎管理事務所		
				~ 800.00.00			

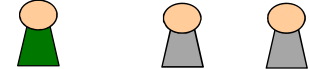

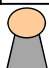
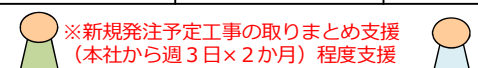


【注意事項】「区分」には、「同種」または「類似」の該当する区分を記載すること

記載内容	判断	注意点
NEXCO施工管理業務 2 件	同種業務 2 件	※NEXCO・・・東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社
NEXCO施工管理業務 1 件、国工事監督支援業務 1 件	同種業務 1 件	国の発注者支援業務を『同種業務』として記載する場合は、「工事監督支援業務」「積算支援業務」双方の実績を記載すること
NEXCO施工管理業務 1 件、国工事監督支援業務 1 件、国積算支援業務 1 件	同種業務 3 件	「工事監督支援業務」「積算支援業務」双方の実績がある場合のみ、それぞれの業務を同種業務としてカウントする
JH施工管理業務 1 件、国工事監督支援業務 1 件、国積算支援業務 1 件	同種業務 3 件	※過去 1 5 年の実績を認めている場合 JH・・・日本道路公団
国工事監督支援業務 1 件、国積算支援業務 1 件	同種業務 2 件	※配置予定管理技術者は、共通仕様書別紙-1の「管理員 I」または「管理員 II」に掲げる資格を有す必要があり、この場合「管理員 III」の業務経験には、 国業務の経験のみは認められない (※旧・技師 C などに該当することが必要)

4. 業務実施体制の提案時のポイント

NEXCO

- ◆ 業務実施体制は、標準配置計画と同等以上の提案を認めるとともに、特定した提案は、当社の契約制限価格に反映する。

	当社の標準配置計画	受注者の提案（業務実施体制）
≪提案例①≫ 施工管理員の配置人数、資格要件	 管理技術者 担当技術者 2名 ※資格要件は指定していない。	 管理技術者 管理員Ⅰ 管理員Ⅱ 管理員Ⅲ
	配置期間 自 平成31年4月 至 平成32年3月 人員等 3人 (36人・月)	配置期間 自 平成31年4月 至 平成32年3月 人員等 3人 (36人・月)
≪提案例②≫ 工事工程を踏まえた柔軟な配置	 担当技術者 1名 ※3/四半期に新規発注予定工事があるとともに対面交通規制による工事立会の集中を想定	 ※新規発注予定工事の取りまとめ支援 (本社から週3日×2か月) 程度支援 3/5×2か月≒1.2か月 管理員Ⅰ (発注工事支援) 管理員Ⅳ 年度内現場立会要員
	配置期間 自 平成31年9月 至 平成32年1月 人員等 1人 (5人・月)	配置期間 自 平成31年10月 至 平成31年11月 1人 (1.2人・月) 管理員Ⅰ 平成31年10月 平成32年3月 1人 (6人・月) 管理員Ⅳ
≪提案例③≫ 管理用自動車の配置台数及び配置期間	 配置期間 自 平成31年4月 至 平成32年3月 台数等 2台 (24台・月)	 ※現場管理を効率的に実施するために3台配置 配置期間 自 平成31年4月 至 平成32年3月 台数等 3台 (36台・月)

東日本

※支援要員については、実態（実績）に応じた変更契約を行うものとする

5. 設計業務との連携

NEXCO

建設コンサルタントが担う設計業務との連携の強化

- ◆ 多くの施工管理業務を建設コンサルタントが実施しており、設計業務との連携を強化することで、受注意欲の向上と技術者の経験機会を創出する

① 設計・施工管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社と建設コンサルタント双方にとって効率的かつ柔軟な業務実施体制を構築することを目的とし、設計業務の対象工事の完成まで、施工管理業務を継続契約する前提で<u>設計と施工管理業務を一括して調達</u>する取組を実施 ● 設計の担当技術者が工事段階で現場の施工管理実態を把握できる等<u>技術者の経験機会を創出</u> (平成29年6月～)
② 設計業務調達時に施工管理業務実績を評価【企業】	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社が発注する土木設計業務（道路設計、橋梁設計、トンネル設計、その他土木設計）の調達時（簡易公募プロポーザル方式、総合評価落札方式（条件付一般競争入札））の<u>企業の評価項目に『施工管理業務の実績』を追加</u> (平成30年7月～)
③ 設計業務調達時に施工管理業務経験を評価【担当技術者】	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社が発注する土木設計業務の調達時の<u>担当技術者の評価項目に『施工管理業務の業務経験』の追加</u>を検討中 (平成31年度より導入予定)

業務実施体制の提案における留意点

2019年1月17日

あなたに、ベスト・ウェイ。






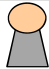




業務実施体制の提案における留意点 目次

1. 業務実施体制の提案におけるポイント
2. 繁忙期等の支援体制の取扱
3. 夜間立会の計上方法

1. 業務実施体制の提案におけるポイント

- ◆ 継続契約業務の業務実施体制は、当社の配置計画に対し、効率的かつ円滑な業務実施のため、常駐による管理員のほか、受注企業の本支店からの応援などを想定した体制を提案して良い
- ◆ 提案した体制が妥当な場合、当社の契約制限価格に反映する。

★再掲★	当社の標準配置計画	受注者の提案（業務実施体制）
≪提案例①≫ 施工管理員の配置人数、資格要件	 管理技術者  担当技術者 2名 ※資格要件は指定していない。	 管理技術者 管理員Ⅰ  管理員Ⅱ  管理員Ⅲ
	配置期間 自 平成31年4月 至 平成32年3月 人員等 3人 (36人・月)	配置期間 自 平成31年4月 至 平成32年3月 人員等 3人 (36人・月)
≪提案例②≫ 工事工程を踏まえた柔軟な配置	 担当技術者 1名 ※3/4半期に新規発注予定工事があるとともに 対面交通規制による工事立会の集中を想定	 ※新規発注予定工事の取りまとめ支援 (本社から週3日×2か月) 程度支援 3/5×2か月≒1.2か月 管理員Ⅰ (発注工事支援)  管理員Ⅳ 年度内現場立会要員
	配置期間 自 平成31年9月 至 平成32年1月 人員等 1人 (5人・月)	配置期間 自 平成31年10月 至 平成31年11月 1人 (1.2人・月) 管理員Ⅰ 自 平成31年10月 至 平成32年3月 1人 (6人・月) 管理員Ⅳ



※支援要員については、実態（実績）に応じた変更契約を行うものとする

2. 繁忙期等の支援体制の取扱

- ◆ 繁忙期の支援体制（本支店などからの一定期間の応援）実施の際の留意点は次の通り

項目	留意点	備考
業務管理費の計上	✓ 業務実施体制構築時の想定に応じて、積算基準の「端数日の計上」と同様に計上する 例1: 2週間常駐 = 0.5人月 例2: 週3日×2か月 = 24日 ⇒ 24/30 = 0.8人月	支援を想定する期間、実施内容に応じて提案を行う 例1: 短期間（数週間）常駐 例2: 週何日かの応援を数カ月継続
貸与品の取扱	✓ 貸与品や賃貸借の費用は必要期間の初めから終わりまで計上してよい 上記例1の場合、0.5か月分計上。 上記例2の場合、2か月分計上。	パソコンなど準備に時間を要するものもあるため、配置前に監督員と十分調整を行うこと。
支援体制期間の変更等	✓ 業務実施体制における提案の月数以内であれば、期間（支援の開始時期や終了時期）の変更は、受注者からの報告のみで良い。 （毎月の業務状況報告書に記載） ✓ 提案の月数以上の支援が必要な場合は、受発注者間の協議を行い、必要な場合は、契約変更を行う。 ✓ 支援内容が大幅に縮小した場合は、業務完了時までに減額の契約変更を行う。	資金計画上、支援体制に係る費用は、最終月や完了月に計上する 減額の契約変更は、夜間立会い等の変更と合わせて業務完了時に実施することで良い

3. 夜間立会の計上方法



◆ 効率的な事業実施のため、夜間立会の計上方法を変更

① 夜間立会に要する費用の計上方法の変更

- 夜間立会について、回数による検測を改め、直接人件費の管理業務費に含めた計上に変更
- 夜間立会の回数増減に伴う契約変更が不要となることで、契約事務を効率化
- 業務実施体制に、特記仕様書に示す夜間立会回数の管理員毎の内訳を記載し、受注者の内訳に基づき費用を計上

特記仕様書に示す夜間立会回数（例）

3-2 夜間立会
夜間立会とは下表の工事及び作業における22時から5時の間における監督に伴う立会をいう。夜間立会の数量は、立会時間が3時間未満の場合は0、5人・回、3時間以上の場合は1、0人・回とする。

対象工事	作業内容	予定数量	
〇〇（鋼上部工）	桁架設	3時間未満：〇回	1人
〇〇工事		3時間以上：▲回	1人
△△工事	交通規制	3時間以上：▲回	1人
〇〇工事	交通規制	3時間未満：〇回	1人

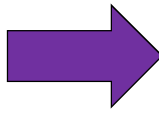
注：予定数量には、夜間立会の回数、配置人数を記載
夜間立会の実施に当たっては、監督員への報告の上、実施するものとする。
夜間立会の費用については、業務実施体制に基づき、管理業務費に含めて計上するものとする。
なお、大幅な変更があった場合は、必要な費用について協議を行うものとする。

業務実施体制に記載

(夜間立会の実施計画)

格（共通仕様書別紙-1の区分）	予定数量
例) 管理員Ⅰ	例) 3時間未満：〇人・回 3時間以上：▲人・回
例) 管理員Ⅱ	例) 3時間未満：〇人・回 3時間以上：▲人・回
例) 管理員Ⅲ	例) 3時間未満：〇人・回 3時間以上：▲人・回
例) 管理員Ⅳ	例) 3時間未満：〇人・回 3時間以上：▲人・回

【注意事項】共通仕様書別紙-1の区分毎に、対象工事の予定数量合計を記載すること。



《参考》①夜間立会に要する費用の計上方法の変更 イメージ



➤ 提出依頼する業務実施体制資料の様式に夜間立会の実施計画を追記

平成31年1月～

《業務実施体制》(様式2-1)

特記仕様書に示す夜間立会回数の管理員毎の内訳を記載し、受注者の内訳に基づき費用を計上

(夜間立会の実施計画)

格（共通仕様書別紙-1の区分）	予定数量
例) 管理員Ⅰ	例) 3時間未満：〇人・回 3時間以上：▲人・回
例) 管理員Ⅱ	例) 3時間未満：〇人・回 3時間以上：▲人・回
例) 管理員Ⅲ	例) 3時間未満：〇人・回 3時間以上：▲人・回
例) 管理員Ⅳ	例) 3時間未満：〇人・回 3時間以上：▲人・回

【注意事項】共通仕様書別紙-1の区分毎に、対象工事の予定数量合計を記載すること。

工種・名称・細目	単位	数量	単価
業務原価			
直接原価			
直接人件費			
管理業務費	式	1	
夜間立会	回	●	



工種・名称・細目	単位	数量	単価
業務原価			
直接原価			
直接人件費			
管理業務費	式	1	



概要

- ◆ 工事発注時期や精算、設計変更などの繁忙期の支援について、あらかじめ提案可能
(施工管理業務経験のある設計業務従事者や本支店の技術者)
- ◆ 一定期間の週 1 ~ 2 日のような、非常駐も想定
- ◆ 見積は、業務体制に応じた月換算で計上

ポイント

- ◆ 提案された体制を上限とするので、それ以上の支援を計上(費用化)する場合、事前の変更体制の協議・契約変更手続きが必要
- ◆ 協議や現場状況により、提案体制が大幅に縮小した場合は、最終的に契約変更を行う。
- ◆ 実配置前に打合せ簿により報告する(毎月の業務分担等に合わせて実施)
- ◆ 資金計画上、支援配置や夜間立会いのように精算要素がある項目は最終支払いに計上する。

施工管理業務の見積り上の留意点

2019年1月17日

あなたに、ベスト・ウェイ。



見積り上の留意点～目次

NEXCO

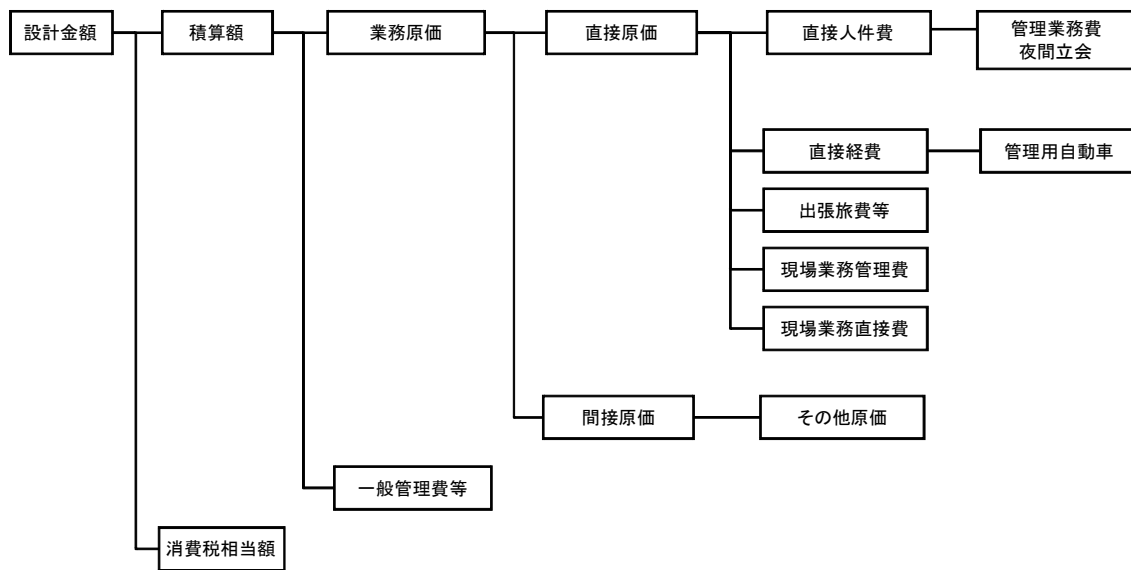
1. 積算価格の構成
2. その他原価・一般管理費等 ($\alpha \cdot \beta$)
3. 直接人件費 (業務管理費・夜間立会)
4. 直接経費等

(参考)

施工管理業務積算基準 (平成31年1月)

1. 積算価格の構成

◆ 当社の施工管理業務の積算価格の構成は次の通りである



採用する単価は、当社の「単価ファイル」であり、公共工事設計労務単価の公表に合わせ制定（平成31年4月からの業務に用いる単価は、平成30年度中に公表）

2. その他原価・一般管理費等（ $\alpha \cdot \beta$ ）

◆ その他原価

その他原価は、間接原価からなる。

① 間接原価

当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

$$\alpha = 35\% \text{ (管理員 I、II、III)}$$

$$\alpha = 25\% \text{ (管理員 IV)}$$

◆ 一般管理費等

一般管理費等は一般管理費及び付加利益からなる。

① 一般管理費は、当該業務を実施する企業の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

② 付加利益は、当該業務を実施する企業を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用を含む。

一般管理費等

$$= (\text{業務原価} - \text{出張旅費等} - \text{現場業務管理費} - \text{現場業務直接費}) \times \beta / (1 - \beta)$$

$$\beta = 35\%$$

3. 直接人件費（業務管理費・夜間立会）

NEXCO

◆ 業務管理費

管理業務費とは、配置技術者が現場に常駐して施工管理等を行うもので、業務の規模（対象工事の工事数もいう）及び工事等の内容に応じて、必要な配置技術者の人員及び管理員資格の区分を組み合わせる年間業務を行うものをいう。

※端数日を計上する場合は下記により算出するものとする。

（例） 5ヶ月と10日間の場合

5ヶ月+10/30 = 5.33ヶ月（小数第3位を四捨五入）

◆ 夜間立会

(i) 交通規制等の協議により定められた、夜間の特定の時間帯に実施する工事等の立会いを実施する場合に適用する。

(ii) 夜間立会は、原則、日中の作業時間を夜間に振替、深夜手当相当分を計上する。

(iii) 深夜手当の計上は、下記によるものとし、休憩時間を除いた6時間分を1人回とする。

(i) 22時から翌朝5時までの深夜作業 …… 労働基準法第37条による。

割増係数 …… 同上

(iv) 夜間立会は、管理員資格の区分ごとに、人回単価とし、深夜手当対象の時間内における立会い時間が3時間未満の場合は、0.5人回、立会い時間が3時間以上の場合は全て1.0人回とする。



4. 直接経費等

NEXCO

◆ 直接経費

管理用自動車を計上する。

◆ 出張旅費等

(1) 配置技術者出張旅費

(i) 業務の遂行上、必要に応じて配置技術者を出張させることができる。

(ii) 配置技術者出張旅費は、配置技術者1人1ヶ月当り平均10,000円とする。

(iii) 配置技術者出張旅費は、当該設計にあらかじめ一式で計上しておき精算するものとする。

(2) 有料道路通行料金

有料道路通行料金は、下記(i)の場合に計上する。

(i) 業務の遂行上有料道路を利用する必要があると認められる場合は、有料道路料金を計上することができる。

(ii) 有料道路通行料金は、普通車の通行料金を計上する。また、月平均運転日数は、管理用自動車の燃料費の算定に準ずる。

(iii) 有料道路通行料金は、当該設計にあらかじめ一式で計上しておき精算するものとする。精算は、精算調書により行うものとする。精算は、普通車で当該利用時間内のETCによる無線通行を適用した場合の最安値の通行料金を元に行うものとする。

有料道路通行料金の予定額は、特記仕様書において示す。



4. 直接経費等

NEXCO

◆ 現場業務管理費

- (1) 事務員
 - (i) 事務員の人件費は、年間配置分を計上する。
 - (ii) 端数日を計上する場合は、業務管理費に準ずるものとする。
- (2) 滞在費
 - (i) 滞在費とは、配置技術者が業務履行場所に常駐して業務を行うために必要な費用とする。
 - (ii) 滞在費は、管理員Ⅳ、事務員を除く全ての配置技術者について計上する。
 - (iii) 端数日を計上する場合は、業務管理費に準ずるものとする。



4. 直接経費等

NEXCO

◆ 現場業務直接費

- (1) 水道光熱費
全ての配置技術者及び事務員分の水道光熱費を1人・1ヶ月当りの単価で年間必要分を計上する。
- (2) 管理用事務室等費
 - (i) 管理用事務室
全ての配置技術者及び事務員分を対象に、貸与対象面積（管理用事務室）に対して1㎡・1ヶ月当りの単価で年間必要分を計上する。
 - (ii) 管理用自動車保管場所
全ての管理用自動車を対象に、貸与対象面積（駐車マス）に対して1㎡・1ヶ月当りの単価で年間必要分を計上する。
- (3) パーソナルコンピュータ
 - (i) 高速道路会社が貸与するパーソナルコンピュータの1人・1ヶ月当りの単価で年間必要分を計上する。
 - (ii) 見積者から提出される業務実施体制により、配置される全ての配置技術者及び事務員分のパーソナルコンピュータ費を一式として計上するものとする。
 - (iii) 端数日を計上する場合は、業務管理費に準ずるものとする。
 - (iv) 全ての配置技術者及び事務員分のパーソナルコンピュータ費用を、1人・1ヶ月当りの単価で年間必要分を計上する。

現場業務直接費の単価は、特記仕様書において示す。

